The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	明代珠江デルタの宗族・族諸・戸籍 : 一宗族をめぐる言説と史実
Author(s)	片山, 剛
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27206
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

明代珠江デルタの宗族・族譜・戸籍
――一宗族をめぐる言説と史実――

片山　剛

はじめに

筆者の研究の出発点は、珠江デルタにおいて里甲制（図甲制）が清末民国期まで存続した事実の発見、および里甲制と宗族結合との関連の追求であった。それ以来、当地域の多数の族譜を閲読してきた。そして、明初に里甲戸籍を取得したことを標榜する族譜が多いことに気づいた。一方、当地域の宗族には、その祖先が南宋末に広東省北部の南雄珠璣巷から移住してきたとする伝説（後述の珠璣巷伝説）をもつものが多い。しかし、宋元王朝から戸籍を取得したことを標榜する族譜が皆無に近いことにも気づいた。明初における里甲制の全国的施行は、同時に里甲制を基礎とする戸籍制度の全国的施行でもあった。そして、この里甲制的戸籍制度は、基本的には清代にも引き継がれていく。それがその役割を完全に終えるのは、少なくとも珠江デルタでは、一九五一年に開始された土地改革であったと思われる。本稿は、広州府香山県の一宗族の族譜をとりあげ、いま述べた珠江デルタの族譜に見える特徴――明初における里甲戸籍の取得の標榜――に焦点を合せ、その特徴がいかなる歴史的背景のもとで登場するのかを個別具体的に解明し、これを通じて明代珠江デルタの宗族結合や地域社会の形成要因とその構造とについて新たな照明を当てることをめざしている。そして今後、戸籍制度を含む明朝の諸制度と珠江デルタ社会との密接な関係を解明していく足がかりとしたい。

なお紙幅の都合で、明代珠江デルタの宗族や族譜に関する先行研究の成果を網羅的には紹介できないが、本稿の行論に関係する範囲で言及しておきたい。井上徹氏は、宋代以降、特に十六世紀以降の中国における宗族結合の目的を、珠江デルタのそれを含めて、科挙官僚を代々送り出していくことの一点に求める仮説を提示し、その実証作業を進めている［井上二〇〇〇］。この仮説は宗族結合のあり様やその形成要因を単一的に考える点で、それらを多様に考える研究者から批判を受けている［山田二〇〇二等］。本稿の目的のひとつは、井上説の妥当性を明代珠江デルタの実例に即して検証することにある。

近年、科大衛氏は明代以降の珠江デルタ社会の歴史、特に宗族の歴史を、明朝諸制度と儒教文化とが明代の当地域においてもった独自の価値に着目して考察している［科大衛一九九九等］。これは筆者にとって大きな刺激となっている。ただし、族譜が明初における戸籍取得を標榜する意味については論及していない。本稿は戸籍もまた価値ある財であったのではないかと考えて検討していく。

瀬川昌久氏は族譜に含まれる虚構性に着目し、その虚構性の側面から族譜や宗族結合のもつ意味を人類学的に解明している［瀬川一九九六］。本稿はこれに刺激を受け、族譜に含まれる虚構性の意味を地域に即して歴史学的に解明しようとするものである。陳忠烈氏も、実地調査において見出した完整品から破綻を含む粗悪品に至る種々の族譜を分析し、開発が比較的遅い地域において、「小姓」「雑姓」等の異姓間で形成される「虚擬的」宗族結合等、宗族結合の多様性を窺わせる興味深い事例を紹介している［陳忠烈一九九九］。

本稿が検討対象地域とする香山県について、蔡志祥氏が、本県をとりまく大きな歴史変動と関連させて宗族結合のあり方の変化とその柔軟性を指摘している［蔡志祥一九九四］。ただし実証に割く紙幅がないためか、説得力に欠ける憾みがある。西川喜久子氏は、本稿が直接の対象とする香山県恭常都[1]を含めて、香山県の社会・経済と宗族の歴史に関する網羅的考察を行なっており［西川二〇〇〇］、県内における社会・経済や宗族結合の規模の地域的相違を知るう

えで裨益を受けた。

一　香山県徐氏の履歴と宗譜の改編

1　履歴・系統と宗譜

本稿が主な検討対象とする宗族は香山県の徐氏であり、使用する主要史料は、清・徐潤『広東香山徐氏宗譜』（光緒十年石印本。北京、中国科学院図書館蔵。以下、本宗譜と呼ぶ）である。本宗譜については次段で解説することにして、本段では徐氏の歴史を、本稿に登場する人物や系統を中心に、本宗譜の設定に沿って概述する（図表1参照）。ただし、その理由は後述するが、各人物がどの時代の者であるかについては曖昧なまま記す。香山徐氏の始祖＝第一世は延祚におかれている。徐氏は代々河南の開封府陳留県に居住し、延祚も陳留県に生まれ育った。延祚の時代に「世乱」を迎えると、彼自身は陳留県に残ったが、長子広達と次子広徳の兄弟は移住するべく陳留県を離れた。広達の方は香山県恭常都の前山に到り定着していく。数年後、広徳も前山に到り、広達と偶然に再会して前山に定着していく。すなわち香山県への始遷祖は広達・広徳であるが、明嘉靖年間の七世達可による最初の族譜編纂時に、蘇洵の族譜編纂方法に倣い、始遷祖の父延祚が始祖とされたので、広達・広徳は第二世となった。その後、広達の長子観佐と広徳の子孫とは前山に留まったが、広達の次子観成は前山から十里足らずの北嶺に移住した。[3] なお西川喜久子氏は、北嶺観成系の歴史の概略を紹介し、明清時代を通じて観成系には挙人以上の科挙合格者が一名も出ていないこと、塩業から身を起こしたこと等から、観成系は恭常都における中層から下層の宗族と推測している［西川二〇〇〇、頁七七］。[4]

本宗譜には、「前山徐氏宗譜」（前山叙倫堂石印）と「北嶺徐氏宗譜」（北嶺肇修堂石印）とが収められており、各々に

図表１　香山徐氏系図

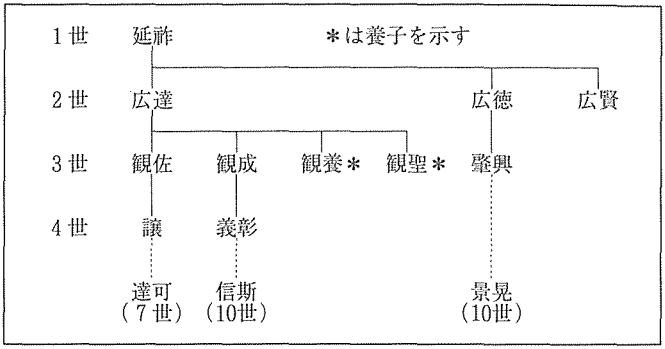

図表２　徐氏宗譜中の諸資料の作成時期

資料	作成時期	執筆者	資料名	所在
Ａ１	嘉靖45年(1566)	廖鶴年(族外)	始祖延祚公伝	Ａ/巻１家伝25a
Ａ２	隆慶６年(1572)	朱孔讓(族外)	観佐公伝	Ａ/巻１家伝27a
Ａ３	【嘉靖･隆慶ごろ】	【7世孫達可】	世紀録	Ａ/巻３世紀録1b-2a
Ｂ１	崇禎２年(1629)	張思賢(族外)	義彰公伝	Ｂ/巻７先徳録30a-b
Ａ４	崇禎３年(1630)	郭汝楫(族外)	広達･広徳二公合伝	Ａ/巻１家伝26a-b
Ａ５	康熙32年(1693)	10-11世孫６名	大宗祠記	Ａ/巻１祠位54a
Ａ６	康熙48年(1709)	10世孫景晃	増修前山徐氏宗譜原序	Ａ/巻首6a-7b
Ｂ２	康熙59年(1720)	11世孫12名	大宗祠記	Ｂ/巻11祠祭志1a-b
Ｂ３	乾隆２年(1737)	杭世駿(族外)	徐處士墓誌銘	Ｂ/巻７先徳録44a-b

Ａは観佐系・広徳系族譜、Ｂは観成系族譜を示す。【 】内は片山による推定を示す。

巻一が存在する。つまり本宗譜は、それぞれ別個に編纂された族譜が合刻されたものである。このうち、前山の方は広達の長子観佐系と広徳系の二系統に関する族譜であり、北嶺の方は広達の次子観成系の族譜である。[5] 観佐系族譜の編纂は、明嘉靖年間に観佐系七世の達可によって始まり、観成系族譜の編纂は、崇禎元年（一六二八）に観成系十世の信斯によって始まったとされている（図表２のＢ３）。広徳系族譜の編纂は遅く、康熙四十八年（一七〇九）に広徳系十世の景晃が行なっている（図表２のＡ６）。

本宗譜所収の資料のうち、徐氏一族の戸籍に言及しているものを、資料中に明記されている執筆年次にもとづいて年代順に整理したものが図表２である（以下、各資料をＡ１等で示す）。なお、

A3は作成時期が明記されていないが、後述するように、A1・A2と同じく嘉靖・隆慶年間に編纂されたものと推定される。そして、これら資料を検討していくと、資料間にいくつかの矛盾が存在することが判明する。ただし本稿では、あらゆる矛盾をとりあげる余裕はないので、徐氏一族が明朝の戸籍を取得し、保有していく問題に焦点を合せて考察する。

2　明嘉靖・隆慶年間（設定1）

作成時期が最も早い資料は、嘉靖四十五年（一五六六）のA1「始祖延祚公伝」であり、次は隆慶六年（一五七二）のA2「観佐公伝」である。どちらも観佐系七世達可の依頼によって族外の人物が執筆したことが資料中に明記されている。[6] 以下、A1から順次検討していくが、行論の便宜のために、次の一―3で指摘する点を予め提示し、照明を当てるべき問題を明らかにしておく。一―3で指摘する点とは、崇禎三年（一六三〇）作成のA4「広達・広徳二公合伝」が、広達・広徳兄弟は元末に陳留県を離れて移住し、広達は洪武二十四年（一三九一）に生存し、広徳は永楽元年（一四〇三）に生存していたと設定していることである。照明を当てるべき問題とは、嘉靖・隆慶期の資料の設定と右のA4の設定とを比較対照することである。また明清珠江デルタの族譜には、宗族の履歴を有名な珠璣巷伝説（明清珠江デルタの主要な民系である広府人の祖先に関する移住伝説。以下、「伝説」と略す）の設定に合致させて叙述する傾向が見られる。そこで同時に、本宗譜中の資料が「伝説」の設定内容とどの程度符合しているかについても検討する。「伝説」の設定内容の要点を整理すれば、次のようになる［片山二〇〇四、頁五～七］。①広府人の祖先の析出元は中原であり、南雄珠璣巷を経由して珠江デルタへ移住した、②南雄珠璣巷から珠江デルタへの移住時期を南宋末とする、③珠江デルタに到着した後、明朝の里甲制に参入して里甲戸籍を取得し、徭役・税糧を正規に負担していく、④珠江デルタの移住先には「土民」（後段、二―3参照）が存在しており、広府人の祖先は到着から里甲戸籍の取得まで「土

民」の社会的保護を受け、その王朝との関係も「土民」を媒介とする間接的なものであった。[7]

A1「始祖延祚公伝」では、始祖の延祚は河南開封府の陳留県に生まれ、生前に宋末（「宋季」）を迎えたと設定されている。ここにいう宋末とは、南宋末を指す。[8] そして延祚自身は陳留県に残ったが、その子の広達・広徳の二人は「世乱」に逢って陳留県を離れ、前後して広東省に到り定着したとされている。ここにいう「世乱」は元初の乱を指す。[9] つまりA1は、第一に、徐氏の祖先の析出元は中原の河南開封府であり、第二に、始祖延祚は生前に南宋末を迎えたと設定している。第三に、始遷祖の広達・広徳二人の河南から広東への移住時期の設定は元初（もしくは元中期）と推測される。なお「伝説」と対比すると、A1には南雄珠璣巷が登場せず、また香山県での明朝戸籍の取得も登場していない。

A2「観佐公伝」には、三世観佐がどの時代の人物なのかが明記されていない。そこで、当面の問題に関係する範囲で整理すると、第一に、観佐は前山における父広達の「初創之業」を継承した、第二に、観佐の享年は六十歳で、第三に、観佐の弟観成は、父広達の「初創之業」を継承せずに前山から北嶺に移住したが、移住後も観佐と観成の交流は継続していた、となる。ここで第一点から、第四に、広達の没年は観佐の没年よりも早いと設定されていることが導かれる。

A3「世紀録」にはその作成時期が明記されていない。そこでA3の内容はA1・A2と符合するのか、それともA4と符合するのかを検討しよう。A3の内容は以下である。

二世広達：延祚の長子。「仕元為郎官」。生没年は不明。

二世広徳：延祚の次子。「仕元為塩官」。生没年は不明。

三世観佐：広達の長子。「仕明」。生没年は元泰定元年～明洪武十六年。享年六十歳。

四世譲：観佐の長子。生没年は元至正十八年～明永楽十年。享年五十五歳。

右の内容を整理すると次のようになる。四世譲の生年を元至正十八年（一三五八）、没年を明永楽十年（一四一二）としているから、譲は明洪武二十四年（一三九一）に数え年三十四歳で生存していたことになる。三世観佐については、生年を元泰定元年（一三二四）、没年を明洪武十六年（一三八三）とし、享年を六十歳とするから、洪武二十四年には死亡していたことになる。観佐について「明に仕えた」[10]と記すのは、生まれたのは元代だが、明代まで生きたからであろう。二世広達については、その生没年を不明とするが、「元に仕えて郎官となった」と記す。観佐のように「明に仕えた」と記さないのは、広達が元代に死亡していることを示唆する。二世広徳については、その生没年を不明とするが、「元に仕えて塩官となった」と記す。これは、広達の場合と同じく、広徳が元代に死亡していることを示唆する。観佐が洪武十六年に六十歳で死亡している点を考慮するなら、その父広達は洪武二十四年にはすでに死亡しており、広徳もまた永楽元年にはすでに死亡している蓋然性が大きいであろう。

以上から、A3の設定内容はA4と矛盾すると判断できる。一方、A1・A2と対比すると、第一に、観佐の享年を六十歳とする点は、A2の「観佐の享年は六十歳」と符合する。第二に、広達が元代に死亡し、観佐が明代まで生存したとする点は、A2から抽出した「広達の没年は観佐の没年よりも早い」と符合する。またA1から、広達・広徳二人の陳留県から広東への移住時期が元初と設定されていることを導出した。元初に生存していた人物が明代まで生存するのは困難であるから、第三に、A3から広達・広徳が元代に死亡したと推測できる点は、A1における移住時期の設定と符合する。[11]以上、A3の設定内容はA1・A2と符合するといえよう。これは、A3がA1・A2と同じく、嘉靖・隆慶年間に七世達可によって編纂されたことを示唆する。そしてA1～A3の設定内容（以下、設定1と呼ぶ）を整理すると、広達・広徳は元初に生まれて移住し、元代に死亡したとなる。これは崇禎三年作成のA4の設定と大きく食い違う。

3　明崇禎年間（設定2の登場）

さてA1「始祖延祚公伝」には、その子の広達・広徳が登場する。またA2「観佐公伝」にも、その父広達が登場する。そして、広達（および広徳）が前山への始遷祖であることを考慮するなら、A1・A2の執筆が依頼される嘉靖・隆慶年間に、特にA2の執筆が依頼される前に、広達（および広徳）の伝の執筆が依頼されたとしても不思議はない。だが奇妙なことに、本宗譜所収のA4「広達・広徳二公合伝」は、A1・A2から約六十年後の崇禎三年（一六三〇）に執筆されたものである。しかも前述のように、A4の設定内容はA1～A3のそれとかなり異なる。したがって、広達（および広徳）の伝は嘉靖・隆慶年間に一度作成されたが、崇禎三年に至ってその内容を改変する（洪武二十四年に広達が生存等）必要が生じたため、新たにA4が作成されたのではないか、と推測される。そこでこの推測を検証するべく、まずA4の設定内容を確認しよう。A4の要旨を和訳すると次のようになる。

広達・広徳は元末（「元季」）の乱に遭って河南を離れたが、途中で離れ離れになった。広達の方は、河南から、南雄、番禺県、香山県の雍陌長埔、香山県の前山寨、以上の順に移り住んだ。そして前山に移ったのち、朱友仁なる者から竈田二頃九十四畝を購入し、洪武二十四年に籍を香山県に入れる時に、第一甲竈籍に編入された。その後、弟の広徳は偶然に前山に到り、[12] 前山に留まるべく、永楽元年に籍を香山県に入れた。

以上を整理すると、第一に、広達・広徳の二人が陳留県を離れた時期は元末である。第二に、広達は前山に移住後、竈田二百九十四畝を購入した。第三に、洪武二十四年（一三九一）に、広達は香山県に戸籍を入れるが、その際、竈田所有にもとづいて「第一甲竈籍」に編入された。[13] 第四に、広徳も永楽元年（一四〇三）に香山県の戸籍に入る（以下、設定2と呼ぶ）、となる。このうち、広達・広徳が元末に陳留県を離れ、広達が洪武二十四年に生存し、広徳も永楽元年に生存していたとの設定は、前述のように、A1～A3の設定1と異なるものである。そして、広達が竈田を購入

し、これにもとづいて香山県で明朝の戸籍を取得し、続いて広徳も明朝の戸籍を取得するという設定は、設定1に登場しない、その意味で新たな設定である。なお、広達が取得した戸籍についてA4から判明するのは、籍別が竈籍、所属が「第一甲」だけであり、所属の詳細や戸名は不明である。また広徳が取得した戸籍については、香山県の戸籍である以外は不明である。

つぎに、A4が崇禎三年に作成された背景を考察する必要がある。ただし、その答えは順を追って考えよう。ここでは設定2の特徴を浮き彫りにするべく、設定2を「伝説」および設定1と対比しよう。

第一に、祖先（広達・広徳）の析出元は、設定1も設定2も河南開封府陳留県で同じである。そしてこれは、「伝説」が広府人の祖先の析出元として中原を示唆していることと符合している。第二に、設定1には移住経由地として南雄が出てこないが、設定2には南雄が登場している。つまり、設定2の方が「伝説」により近づいている。第三に、設定1は、広達の珠江デルタ（この場合、香山県）への移住時期を明示していないが、注9と注11で述べたように、移住時期は元初に設定されていると推測される。一方、設定2は広達の珠江デルタ（この場合、番禺県と香山県）への移住時期を元末に設定している。すなわち、珠江デルタへの移住時期に関しては、設定1が「伝説」の設定に近い元初を採用していたにもかかわらず、設定2は「伝説」の設定から遠くなる元末にわざわざ変更しているのである。これは留意すべき点である。第四に、設定1には、明初における明朝戸籍の取得に関する言及がない。これに関する言及は設定2で初めて登場する。つまり第二点と同様に、設定2の方が「伝説」により接近している。そして、設定2に至って、「伝説」が備える諸要素がすべて出揃うのである（注7参照）。

以上の整理から、珠江デルタへの移住時期を除いて、設定2の方が設定1に比べて、「伝説」に含まれる諸要素をより完備していることがわかる。ただし、珠江デルタへの移住時期を、設定2が「伝説」の設定から遠くなる元末に変更しているのは不思議に思われる。しかし、この設定変更が、設定2で初めて登場する明初における明朝戸籍の取

得という設定と密接に連動していることは容易に推測できよう。すなわち、広達・広徳が明初に香山県で戸籍を取得するという設定を新たに登場させるには、二人の香山県への移住時期を元末に変える必要があるからである。(14)

4　明崇禎年間～清康熙年間（設定2の整備）

本宗譜所収の資料のうち、香山県での戸籍取得に言及する最も早期のものは、実は観佐系のＡ４ではなく、その一年前の崇禎二年に作成された観成系のＢ１「義彰公伝」である。Ｂ１の冒頭に、

公、諱は某、字は義彰、香山徐氏の第四世祖にして、実に北嶺に始遷せし観成公の次子たり。吾が族、籍を香山に占めてより以来、広達・広徳・観佐・肇興の諸公の経営・締造せし所は、みな前山に在り。将に百年に近からんとすれば、樹の基は已に固まれり。北嶺なれば則ち観成公独創の業なり。

とある。Ｂ１における戸籍関連の記述は右の引用で尽きており、Ａ４のような具体的記述はない。文脈からすれば、最初の戸籍取得者を広達とし、それによって観成系の戸籍取得を暗示しているとも読み取れる。だが明示的ではない。そして、そもそも広達がどの時代の人物であるかが明記されていないから、広達が取得した戸籍が明朝のものであるという確証もない。(15)

つぎに、Ａ４以降の資料を見よう。康熙三十二年（一六九三）作成のＡ５「大宗祠記」は、広徳の戸籍取得を語る。言及される事項は網羅的ではないが、Ａ４に矛盾する内容はないから、Ａ４を前提にしたものといえよう。そこに、

「遂に兄の受くる所の徐建祥戸の名を以て、亦た〔官に〕請いて香山県人と為り、業を前山に立てたり」とある。すなわち、設定2を補足する内容として、広達が取得した戸の名が「徐建祥」であること、広徳は徐建祥戸の一員として「香山県人」（徐建祥戸の一員であるから、籍別は竈籍）となり、前山で農地（竈籍であるから竈田）を所有した、と設定されている。ここで、広徳が広達の開設した徐建祥戸の一員として竈籍を取得していることに注目したい。これは、

広徳の竈籍取得が、広達の竈籍保有に依拠して実現したことを意味する。またこれは、戸籍の取得方法について、兄の戸籍保有にもとづいて、弟が兄の戸にその一員として入り、同一の籍別を取得できる（そして、その後に析戸して独立した戸を立てうる）と考えられていることを示唆する（注18参照）。

康熙四十八年（一七〇九）のA6「増修前山徐氏宗譜原序」も、A4を前提にしたものである。広達および広徳の所属を「二場第一甲竈戸」としており、「二場」が新出の内容である（「二場」は、次のB2にも登場する）。またA6は、A2と同様に、「前山の〔広達の〕遺業」を継承した者を長子の観佐とする。「遺業」を継承したのであるから、徐建祥戸も観佐が継承したと推測できよう。

康熙五十九年（一七二〇）のB2「大宗祠記」は、主に観成系の四世義彰（三世観成の次子）について述べるが、注意すべき記述として次がある。

広達公、籍を香山に占むるに、官は戸を注するに名づけて「徐建祥」と曰い、復た編みて第二場第一甲十排柵長と為して、竈戸を以てその家に世々せしめり。ゆえに観成公は北嶺に分居すと雖も、籍は改めざれば、旧版にこれ有りて、「竈戸徐法義戸」と曰う。「法」とは公の兄法聖公、「義」とは即ち公なり。

まず広達が得た戸籍について整理しよう。戸名の「徐建祥」はA5に登場している。その所属は「第二場第一甲十排柵長」とある。このうち「第二場第一甲」はA6に登場しているが、「十排柵長」は新出の内容である。「十排柵長」とは、二―2・3で述べるように、塩場を対象とする里甲制における「竈排」（民戸を対象とする里甲制の里長戸に相当）を指す。民戸を対象とする里甲制と同じく、塩場の里甲制は竈戸を編成したもので、基本的には各里（里を図とも呼ぶ）が十甲から成り、各甲が一戸の竈排と十戸の竈甲（里甲制の甲首戸に相当）から成る。[16] つまりB2は、広達の徐建祥戸が、香山県の塩場における第二場第一甲の竈排になったとする。

つぎに観成が得た戸籍について整理しよう。観成は父広達の「遺業」を継承していない（A2・A6）。しかし官が

広達の子孫に竈戸を世襲するように命じたので、北嶺に移った次子観成も竈戸を取得したとする。すなわち、これは父―次子の関係による取得の事例である。その戸名は「徐法義」で、観成の長子法聖の一字と、次子義彰の一字とに由来するという。ただし徐法義戸の所属・地位については明記がない。

以上、A5・A6・B2は、崇禎三年のA4の設定を骨格として、それを補足ないし追加するものである。[17] 崇禎から康熙にかけて次第に整備されてきた設定2を、徐氏一族内の戸籍取得（および継承）の順に整理すると、第一に、竈田購入によって、広達が洪武二十四年に前山で徐建祥戸（第二場第一甲の竈排）を取得し、前山に残った長子観佐が竈田や徐建祥戸を継承し、第二に、広徳が兄広達の徐建祥戸の一員となる形で、永楽元年に前山で竈籍を取得し、第三に、広達の次子観成が、北嶺に移住する（年次は不明）が、官の命令で父と同じ竈籍を取得して徐法義戸を立てる、となる。つまり、広達が洪武二十四年に前山で最初に竈籍を取得したことを始点として、前山の観佐系が広達の徐建祥戸を継承するだけでなく、前山の広徳系や北嶺の観成系も別の竈戸を取得していくのである。[18] すなわち、〝洪武二十四年に広達が初めて竈籍を取得したこと〟、これが設定2の骨格となる部分である。そして、その骨格部分が初めて登場するのが崇禎三年のA4であった。そこで解明すべき問題は、第一に、設定1に代わって、A4が登場する背景や理由はなにか、第二に、A4は徐氏一族内の三系統のいずれにとっても必要であったのか、それとも特定の系統のみに必要であったのか、となる。これらについて、節を改めて考察しよう。

二　明初における戸籍取得という言説をめぐって

1　徐氏一族内の最初の竈籍取得者

設定2の骨格のうち、徐氏一族のなかで「最初に竈籍を取得した者は広達」の部分を設定2aと呼び、徐氏一族が「最初に竈籍を取得した時点は洪武二十四年」の部分を設定2bと呼ぶことにする。以下ではまず、設定2aを必要とした系統は三系統のうちのいずれであったかを検討する。

観佐系の場合、設定1（具体的にはA3）によれば、洪武二十四年に生存していたのは四世譲である。そこで、洪武二十四年における最初の竈籍取得者を四世譲と仮定した場合、[19]それによる不都合が観佐系に存在するであろうか。観佐の子は長子譲のみであり、譲に弟はいないようである。[20]譲を最初の取得者とした場合、その長子が譲の戸籍を継承するだけでなく、B2に見える「竈戸を世襲せよ」との官の命令によって、その次子以下も別の竈戸を取得できる。また仮に譲に弟がいたとしても、A5に広徳を事例とする兄弟関係にもとづく竈籍取得の論理が登場するから、譲が竈籍を取得すれば、譲の弟が竈籍を取得し、それを弟の子孫が継承していくとの設定は可能である。すなわち、観佐系にとって設定2aは必要でなく、最初の取得者をA3に合致させて四世譲としても不都合はないと考えられる。

つぎに広徳系について検討しよう。仮に最初の取得者が広達ではなく、広達の直系子孫、例えば三世観佐であった場合、観佐とその同世代の広徳系三世との関係は、祖父延祚を同一とする堂兄弟（いとこ）になる。この関係に依拠して戸籍を取得したと設定するのは無理があると思われる（注18参照）。つまり、崇禎年間に広徳系の子孫が、広達系の竈籍取得に依拠して自己の系統の竈籍取得を正当化しようとする場合、観佐や譲のような堂兄弟以上の疎遠な関係を通じた取得では設定が困難になるが、広達と広徳という兄弟関係を通じた取得であれば設定が可能であったと思われる。すなわち、広徳系子孫にとっては、設定2aが必要であったといえよう。

最後に北嶺の観成系について検討しよう。仮に最初の取得者が観佐であった場合、兄観佐の竈籍取得に依拠して、観成が竈籍を取得することは、兄弟関係にもとづいて正当化が可能である。それではA3に合致させ、洪武二十四年における広達－観佐系の生存者が譲であり、譲が最初の竈籍取得者であると仮定するとどうであろうか。この場合、

譲とその同世代の北嶺系四世との関係は、祖父広達を同一とする堂兄弟になる。この関係に依拠して戸籍を取得したと設定するのは無理があると思われる。つまり観成系の場合、最初の取得者が広達もしくは観佐であれば、自己の系統の竈籍取得を正当化できるが、譲の場合には正当化が困難になるのである。

以上から、設定２ａの必要性が最も高いのは広徳系であること、ただし北嶺の観成系も、広達もしくは観佐を最初の竈籍取得者として設定する必要があること、そしてＡ４を作成した観佐系そのものには必要がなかったことが判明する。したがって設定２ａは、広徳系のために、あるいは広徳系と観成系の双方のために採用されたと推測される。ところで、設定２ａを対象に検討するかぎり、総体としての設定２が崇禎年間に登場する理由は特に見当たらない。そこで、設定２が崇禎年間に登場する理由は、設定２ｂを検討するなかで考えることにしたい。

２　洪武二十四年の竈籍取得

設定２ｂを検討するに当たり、徐氏と同じく明代の香山県恭常都で竈籍に属していたとされる他の宗族も視野に入れて検討する。まず関連する史料を一件紹介しよう。

Ｃ１光緒三十四年（一九〇八）刊『香山翠微韋氏族譜』（全十二巻、広州、中山図書館蔵）巻十、雑録「十排考」[21]。

（前略）明の洪武初、下恭常地方に塩場を設立せり。竈排二十戸、竈甲数十戸は、分けて上下二柵と為し、名づけて香山場と曰う。（中略）〔竈排の〕二十戸とは、上柵の一甲は郭振開、……（以下、第十甲まで竈排名を列挙）、下柵の一甲は徐法義、……（以下、第十甲まで竈排名を列挙）。各戸はみな恭都諸郷の立籍祖なり。上下柵を合せ、統べて十排と名づけ、相い呼びて排親と曰う。（後略）

この史料は西川喜久子氏がすでに考察している（注21参照）が、本稿では、これを言説と史実の問題として分析する。Ｃ１の正確な作成時期は不明だが、康熙四十四年以降であることは確実である。[22] Ｃ１によれば、「洪武初」に下

恭常地方（恭常都南部）に設置された塩場（香山場）は、竈排二十戸と竈甲数十戸とから成り、これを上下二柵[23]に分けていたこと、竈排の二十戸は、上柵十戸と下柵十戸とに分かれていたが、合せて「十排」と呼ばれていたこと、下柵一甲の竈排として「徐法義」の名が登場すること等がわかる。なお「立籍祖」については、西川氏が翠微韋氏の事例を紹介している［西川二〇〇〇、頁七五］。すなわち、韋氏の六世慕皋は里正公と呼ばれており、それは洪武四年に竈籍を初めて立てた（「里正」という名称から、その地位は竈排であろう――引用者）ことに由来すると。[24] この事例を敷衍してC1を解釈するなら、列挙された竈排二十戸は、いずれも「洪武初」に立てられた竈戸であり、その戸名は立戸した祖先の名に由来する、となる。

以上の諸点を設定2と対比しよう。第一に、B2は、広達開設の徐建祥戸の所属・地位を「第二場第一甲十排柵長」とする。このうち「第二場」はC1の「下柵」を指し、「十排柵長」はC1における「十排」を構成する各甲の「竈排」を指すと考えられる。つまり、B2で徐建祥戸が所属したとされる「第二場第一甲十排柵長」とは、C1にいう「下柵第一甲」の「竈排」を指すと判断できる。第二に、竈排二十戸と竈甲数十戸から成る上下柵を、C1は「洪武初」に設立されたとする。これは、設定2の洪武二十四年における広達の竈籍取得とは、年次の点で若干食い違うが、明初の洪武年間という点では符合する。第三に、B2とC1とで矛盾する箇所として、次の点がある。

それは、広達―観佐系の徐建祥戸の地位と観成系の徐法義戸の地位にかかわる点である。すなわち、C1は徐法義戸が下柵第一甲の竈排を占めていたとするが、B2は少なくとも洪武二十四年時点の下柵第一甲の竈排は徐建祥戸が占めていたとする。この矛盾を観成系の経済的上昇から解読しよう。B2は、観成系の四世義彰が「明中葉」に「塩艘」を利用した海上交易で富裕になったこと、上下柵の香山場における城隍廟の創建（年次は不明）に際して、醵金を首唱して貢献したこと等を記す。これは観成系の経済的上昇と、これに伴う観成系の上下柵における地位上昇とを示唆する。[25] この点を考慮して、B2の設定とC1のそれとを整合させるならば、洪武二十四年に下柵第一甲の竈排を

占めたのは徐建祥戸であり、徐法義戸は、その立戸当初は下柵第一甲の竈甲であったが、しかし「明中葉」以後のある時点で、観成系の経済的上昇に伴い、徐建祥戸に代わって徐法義戸が竈排を占めるようになり、徐建祥戸は竈甲に転落した、という想定が考えられる（史実に即した推測については、二―3参照）。なお広徳系の竈戸は、永楽元年に下柵第一甲の竈甲となり、以後その状態が続いたという想定と思われる。

西川氏によれば、「十排」を占める宗族のうち、翠微韋氏は、前述のごとく、徐氏と同じく洪武年間からの竈籍保有を主張し（注24参照）、翠微韋氏と南屏容氏はその族譜に「十排考」を掲載している［西川二〇〇〇、頁七七］。したがって徐氏のみならず、「十排」を占める宗族の間で、洪武年間における竈籍取得を主張する言説が共有されていることがわかる。それでは、この言説はいつから存在するであろうか。ここまでの資料のうち、最も早期のものはA4（崇禎三年＝一六三〇）である。しかし、A4より十五年前の万暦四十三年（一六一五）に立石された次の碑文がある。碑文の主たる内容は、万暦四十二～四十四年に香山知県であった但啓元が、上下二柵を対象に行なった改革の治績を讃えたものである。[26] そして、上下二柵の由来について述べた部分がC2である。

C2道光『香山県志』巻五、金石「但侯徳政碑記」（四十四葉裏～四十五葉裏）。

（前略）国初、塩場を設立するに、竈排二十戸、竈甲数十戸は、分けて上下二柵と為し、詳（こうべ）に塢を築き、塩を煮（つく）らしめり。（中略）万暦四十三年歳次乙卯仲秋吉旦立。[27]

右の碑、恭常都鳳池書院に在り。

C2は、上下二柵の塩場が「国初」、すなわち明初に設立されたことをいう。つまり、上下二柵の設置（およびその構成員の竈籍取得）を明初に置く説は万暦四十三年（一六一五）には存在していたことが判明する。

しかし注意したいのは、C2の碑文の撰者が広州府番禺県人の潘珙（当時四川道監察御史）であり、また碑文の作成を潘珙に依頼し、自らは「書丹」した者が広州府南海県人の郭尚賓（当時刑科給事中）という点である。[28] つまり撰者も

「書丹」者も、香山県の治政を担った官僚ではなく、また香山県人でもないのである。珠江デルタ出身とはいえ、必ずしも香山県のことに通じているとはいえない他県の人であり、しかも地元を離れて北京にいる官僚である。郭尚賓たちはどのようにして但啓元の事績を知ったのであろうか。C2の最後は、碑の所在を鳳池書院とする。そして鳳池書院は翠微郷に在る。[29] またC1の（後略）部分によれば、「十排」は但啓元を祀るために、翠微村の西に「建祠、勒碑」したという［西川二〇〇〇、頁七四］。つまり、C2の碑を立てたのは「十排」である。したがって、C2の碑文内容の骨格を作成したのは「十排」であったと推測できる。

以上から、「十排」を構成する諸宗族が一個の集団として、明初からの竈籍取得という言説を共有していること、この言説は遅くとも万暦四十三年（一六一五）には存在することが判明する。ただし、この言説が登場するのは、すべて「十排」が関与した資料である。加えて徐氏宗譜のごとく、嘉靖・隆慶期に作成された設定1を改編して、この言説を採用している事例が存在することを考慮するなら、この言説をただちに史実と考えるのは早計であろう。

3　言説と史実とのはざまへ

C1・C2以外で、上下二柵の設置に言及する資料は、管見では、次が唯一のものである。

C3乾隆『香山県志』巻三、塩法（九葉裏）[30]

（前略）明初、灶戸は六図にして、灶排・灶甲は約六、七百あり。正統間に経て蘇有卿・黄蕭養、塩場を寇劫せり。塩道の呉廷挙、奏して勘合を奉じ、民戸の塩を煎りて食む者を査べて、灶丁に撥補せんとするも、僅かに塩排二十戸・灶甲数十戸を湊むるのみなれば、上下柵に分け、場を合築して塩を煮らしめ、自煎自売して丁課を供納するを許せり。（後略）

つまり、明初には竈戸を帰属させる図が六個あり、竈戸は竈排と竈甲とに分類されており、合計六百～七百戸（図

ごとに十竈排と百竈甲で百十戸ならば、六図合計で六百六十戸となる）が存在していた。しかし正統年間の蘇有卿と黄蕭養の乱によって、この六図から成る塩場は大きな被害を被った。その後、「塩道の呉廷挙」が塩法を再編し、それまでは「民戸」であったが塩を生産していた者を竈丁にしようとした。しかし集めることができたのは、「塩排」（＝竈排）二十戸と竈甲数十戸のみであった。そこでこれら竈戸を、竈排二十戸を核に上下二柵に分けて製塩させた、という。ここに登場する「上下柵」と「塩排二十戸、竈甲数十戸」は、それぞれC1・C2に登場する「上下二柵」と「竈排二十戸、竈甲数十戸」を指すと考えられる。

文中の「塩道」とは、万暦『粤大記』（巻三十一、政事類、塩法）に、弘治六年（一四九三）に、塩法を専理するための広東按察司僉事一員が増設されたとあるから、この増設された按察司僉事を指そう。そして呉廷挙は、道光『広東通志』（巻二十、職官表十一）によれば、弘治十八年（一五〇五）～正徳元年（一五〇六）の広東按察司僉事である。したがって上下柵の設置は、弘治十八年～正徳元年に行なわれたことになる。[31] またC3は、呉廷挙が上下柵の竈戸に充てた者たちは、従前は「民戸」であり、竈戸ではなかったという。[32] つまりC3によれば、「十排」の諸宗族が竈籍を取得した時期は、洪武年間から約百年後となり、C1・C2とは大きく食い違うのである。

管見では、C3の内容を裏づける他の資料はない。しかし第一に、上下柵の明初からの存在を主張するのは、管見では、上下柵の当事者側の資料のみである。そして、当事者である徐氏の宗譜の場合、広達による竈籍取得を明初におく設定が登場するのは、C2の万暦四十三年（一六一五）を経た崇禎三年（一六三〇）のA4である。しかもそれは、嘉靖・隆慶年間の設定1とは矛盾する設定2として登場する。したがって設定1から設定2への転換は、万暦四十三年に「十排」全体が「明初における上下柵設置」（およびこれに伴う上下柵構成員の明初からの竈籍所属）という言説を集団的に表明したことに影響された結果と推測される。第二に、C3の乾隆『香山県志』は、上下柵の当事者だけでなく、県全体で編纂されたものである。そしてC3は、巻三塩法という制度の沿革を扱う巻に掲載されており、道光

『香山県志』でも巻三塩法に掲載されている（注30参照）。一方C2は、乾隆『香山県志』には掲載されておらず、道光『香山県志』で初めて掲載される。そして掲載されているのは巻五金石であり、制度の沿革を扱う巻三塩法ではない。つまり、道光『香山県志』は相互に矛盾するC2とC3を掲載するが、制度の沿革として採用しているのはC3ということになる。以上から、全面的断定は避けるが、C3の内容を史実と考えることは許されよう。

それではC3の内容を史実とした場合、本稿で検討した徐氏宗譜等の資料から、いかなる歴史の実際を推測できるであろうか。その謎解きをしてみよう。まず基本となる史実は以下である。①弘治十八年～正徳元年（一五〇五～〇六）の上下柵設置、②嘉靖四十五年～隆慶六年（一五六六～七二）のA1～A3作成、③万暦四十三年（一六一五）のC2の碑文立石、④崇禎三年（一六三〇）のA4作成、⑤康熙三十二年～五十九年（一六九三～一七二〇）のA5・A6・B2作成、⑥康熙四十四年（一七〇五）以降のC1「十排考」作成。

徐氏内部において、観佐系が族譜の編纂を始めるのは嘉靖年間であり、観成系は崇禎年間である。そして広徳系が族譜を編纂するのは、康熙四十八年である。族譜の編纂事業は、系統内における族的結合と編纂・出版のための経済力保有とを示すものと考えることができる。また、族譜所収の各資料の設定＝言説は、それが過去を対象とするものであっても、資料執筆時の現実が一定程度反映されていると考えられる。このような観点から、まず弘治・正徳年間～嘉靖・隆慶年間の実際を推測しよう。

広達－観佐系に対する広徳系の立場は、A1では、兄弟関係という抽象的な表現ではあるが、弟の兄に対する依存関係として示されている。そしてA5では、広徳系が広達－観佐系に依存して戸籍を取得するという形で具体的に示されている。また、観佐系と観成系との関係について、A2（とA6）は、観佐を兄、観成を弟とし、また観佐は父広達の「初創之業」を継承するが、観成は継承せずに前山から北嶺に分枝したとする。B2は、観成が竈籍を取得する根拠を「官の命令」においている。一方、観佐は「官の命令」のような特別な根拠を必要とすることなく、広達の

「初創之業」と竈籍とを継承している。ここから窺えるのは、広達から観佐への継承は、何ら特別な根拠を設定する必要のない、その意味で当然のこととされているのに対して、観成の竈籍取得は特別な根拠が必要なこととされていることである。(33)

以上は、現実において、三系統のなかで最初に竈田・竈籍を獲得したのが観佐系であること、その時期は①の弘治十八年～正徳元年であること、広徳系・観成系は観佐系の竈籍保有に依拠して、竈籍を取得したことを示唆する。(34) これらの点は、②の時期において、族譜を編纂する力量を有していたのが観佐系のみであること、すなわち、三系統のなかの最大勢力が観佐系であったと推測されることと矛盾しない。そして、このような三系統間の力量の相違と依存関係から、①の第二場第一甲の設立時から崇禎年間ごろまで（注25参照）は、観佐系の徐建祥戸が竈排を占め、広徳系の竈戸と観成系の徐法義戸は竈甲であったと推測できよう。

さて崇禎年間には、観成系も族譜を編纂する力量をもつに至る。そして⑥「十排考」作成時には、第二場第一甲の竈排は観成系の徐法義戸であった。この点を前提に、崇禎～康熙年間の現実を推測しよう。

観佐系と広徳系との関係については、崇禎三年のＡ４から康熙年間のＡ５・Ａ６に至るまで、広徳系が広達－観佐系に依存して竈籍を取得したという設定に変化はない。特にＡ６は、広徳系が族譜を編纂したのが、他の二系統に比べて遅く、清代の康熙四十八年であったことに言及しているから、康熙四十八年以前における広徳系の力量が他の二系統に比べて相対的に小さいことがわかる。観佐系と観成系との関係については、注25に記したごとく、Ｂ１が書かれた崇禎二年の時点においては、観成系の地位は、前山の二系統、特に観佐系の地位と比較して劣位であったと推測される。しかし康熙四十八年のＡ６は、前山の観佐系および広徳系の合計戸数と北嶺の観成系の戸数を各々「千数百戸」としている。したがって、観佐系と観成系のみの比較では、観成系の戸数の方が観佐系のそれより多くなっていることがわかる。そして、康熙五十九年のＢ２における四世義彰の城隍廟創建での活躍やＢ３における観成系人口の

一層の増大（注17参照）は、徐氏一族内における観成系の力量増大を窺わせる。さらに⑥では、徐法義戸がすでに竈排の地位を占めている。したがって、A6の康熙四十八年ごろを境に、観成系の力量が観佐系のそれを次第に凌駕し、その後に竈排の地位を観成系の徐法義戸が占め、逆に観佐系の徐建祥戸は竈甲に転落したと推測される。

ところで徐氏宗譜において、設定1から設定2への転換が矛盾をもつことになったのはなぜであろうか。嘉靖・隆慶年間の設定1は、広達・広徳の兄弟関係、観佐・観成の兄弟関係を登場させ、また広達・広徳を元代死亡と設定する。これは、広達の洪武二十四年における竈籍取得など、崇禎三年に至って登場する設定2を、嘉靖・隆慶年間の徐氏が全く念頭においていなかったことを意味する。それでは、嘉靖・隆慶年間の徐氏は竈籍取得の問題をどのように考えていたのか。考えられうる推測は、弘治十八年～正徳元年に上下柵へ参加した実際に即して、その時に実在していた三系統の祖先たちが竈籍を取得した（観佐系が竈排を、広徳系と観成系が竈甲を占めた）という事実をそのまま認めていた、となろう。ところが万暦四十三年に「十排」全体が、明初における竈籍取得の言説を表明するようになると、徐氏には二つの必要が生じた。第一は、洪武二十四年に竈籍を取得した祖先を設定する必要である。第二は、その祖先が三系統各々の竈籍継承・取得を血縁系譜的に無理なく説明できる必要である。そして、第二の必要を満たす祖先としては、すでに設定1が広達・広徳の兄弟関係、観佐・観成の兄弟関係を設定していたので、広達が選ばれた。しかし今度は、第一の必要を満たすために、設定1と矛盾する形で、広達が洪武年間に生存していたという設定2へ変更しなくてはならなくなったのである。

祖先が明初に竈籍を取得したという言説は、徐氏だけでなく、「十排」全体が共有していた。それでは、上下柵の設置＝竈籍取得の年次を、「十排」全体が弘治十八年～正徳元年におかずに、明初におこうとするのはなぜか。この問題に答えるには、視野を香山県恭常都の上下柵から、明代珠江デルタ全体に広げる必要がある。この問題に関連して筆者は、明代珠江デルタ社会の歴史的構図として、①明朝、②明朝里甲制への参入を拒む「土民」（非漢族の「峒獠」

と北方から移住してきた漢族とが融合した民系）と峒獠、③「土民」の中から誕生し、明朝里甲制へ参入していく広府人、という図式を提示した。そして、正統年間から明末に至る間に、「土民」と峒獠は淘汰されていき、珠江デルタの大部分は広府人の世界となる。このため、広府人であることを社会的に証明するには、正統年間より前から、特に明初から里甲制に帰属していたことを、史実であれ、言説であれ示す必要が生じた、との仮説を提示した［片山二〇〇四］。そして、本稿の検討から判明するのは、「十排」全体およびその構成員たる徐氏や韋氏・容氏が、明初における竈籍取得と弘治十八年～正徳元年（正統年間よりも後代である）における竈籍取得とを比べて、価値あるものとして前者を意識的に選び取っている点である。これは筆者の仮説の例証となろう。

おわりに

徐氏の場合、明清時代を通じて挙人以上の科挙合格者は出ていない。そして科挙よりも商業に力を注いでいる［西川二〇〇〇、頁七七］。つまり、科挙合格者を出さず、また科挙合格者を出すことを志向していなかった。しかし三系統はいずれも宗祠・族譜を備え、かつ三系統の間で宗族結合が生まれ、継続していた。[35] したがって、井上徹氏が珠江デルタを含む明代の宗族結合の動因について提出している仮説――科挙合格者を出すための共通利害を軸に、あるいは科挙合格者の出現によって生まれる特権を軸に宗族が結合されていく――では、徐氏の宗族結合を説明できない。本稿の検討結果からすれば、三系統の間の紐帯を、弘治・正徳～嘉靖・隆慶年間については現実次元における竈籍取得をめぐる付与－依存関係から、また万暦を経た崇禎年間以降については言説次元における竈籍取得をめぐる付与－依存関係から説明する方が妥当と思われる。

また、弘治十八年～正徳元年に取得した竈籍の価値は小さく、明初に取得した竈籍の価値は大きいという価値観に

ついては、それは遅くとも万暦四十三年には出現し、康熙年間までは確実に続いている。清末に編纂された徐氏宗譜に、竈籍の取得をめぐる資料が掲載されていることを考えれば、清末まで続いているともいえよう。この価値観は徐氏だけでなく、「十排」を構成する他の宗族にも共有されていた。そして明清珠江デルタの族譜を見ると、香山県恭常都だけでなく他県でも、また竈籍だけでなく民籍をも含めて、明初における里甲戸籍の取得を掲げるものが多い。したがって明から清末、さらに民国に至る珠江デルタの宗族結合、ならびにかかる諸宗族から成る地域社会の形成要因とその構造の解明には、明初に取得した里甲戸籍を一個の価値ある財と考えて進めていく必要があると思われる。

さらに、戸籍の新規獲得や継承に関する説明を後代に〝創作〟しようとする場合、その最も合理的説明方法として、権利の付与・継承という原理を内包している血縁関係（特に父子・兄弟）に求める傾向を看取できる。これが虚偽的なものを含めて、宗族結合が明代以降の珠江デルタに浸透している一因ではなかろうか。

〈主要文献〉副題は適宜に省略した。

井上徹　二〇〇〇『中国の宗族と国家の礼制』研文出版。

片山剛　二〇〇四「〝広東人〟誕生・成立史の謎をめぐって」『大阪大学大学院文学研究科紀要』四四巻。

瀬川昌久　一九九六『族譜』風響社。

西川喜久子　二〇〇〇「清代珠江デルタの地域社会：香山県の場合」（下）、『北陸大学紀要』二四号。

山田賢　二〇〇二「書評　井上徹著『中国の宗族と国家の礼制』」『名古屋大学東洋史研究報告』二六号。

蔡志祥　一九九四「華南地域社会論：定住権を中心として」『アジアから考える3　周縁からの歴史』東京大学出版会。

陳忠烈　一九九九「珠江三角洲農村実地調査所見的幾種〝族譜〟資料及若干問題的思考」柏樺主編『慶祝王鐘翰教授八十五暨韋慶遠教授七十華誕学術論文合集』合肥、黄山書社。

科大衛（David Faure）一九九九「国家与礼儀：宋至清中葉珠江三角洲地方社会的国家認同」『中山大学学報（社会科学版）』三九巻五期。

注

（1）恭常都は香山県の辺境に位置する。西川二〇〇〇、頁七三参照。

（2）本稿では「設定」という語を多用する。その理由は三つある。第一は、ある宗族の族譜やある組織の碑文に記述されている事柄が、必ずしも実証を経た史実とは限らず、偽造・創作にかかる場合があるからである。第二は、ある「設定」が族譜や碑文に公示されるのは、それによって、当該の宗族や組織が社会的に十全な地位を獲得しようとするからである、との仮説をもつことによる。第三は、これらの「設定」を探ることで、その社会の時代的地域的特質を解明できると思うからである。

（3）広達と広徳が兄弟、観佐と観成が兄弟という設定すら、実証された史実ではないことに留意しておきたい。なお観佐系族譜（次段参照）の巻三世系図には、二世広達・広徳の弟として広賢が登場する。ただし族譜中で同宗かどうかを疑問視されており、関連した言及もないので、本稿での検討対象外とする。また同じ巻三世系図には、広達の養子として、三世に観養・観聖の二人が登場するが、族譜中に関連した言及がないので、同様に本稿での検討対象外とする。

（4）西川氏が利用した光緒八年増修『香山徐氏宗譜』は、観成系の宗譜であろう（注5参照）。

（5）西川氏が利用した宗譜は、本宗譜のうちの「北嶺徐氏宗譜」と思われる。西川氏によれば、本宗譜の編纂者徐潤は北嶺系十七世で、李鴻章関連の洋務企業に参与した清末の実業家である。なお、民国『香山県志』巻三輿地、氏族（四三葉表）は、「碧嶺徐族」として北嶺の観成系を紹介するが、若干の誤りがある。そして前山を本拠とする観佐系と広徳系は紹介されていない。観成系のみを紹介するのは、清末における香山徐氏は、徐潤の活躍に見られるように、前山の二系統よりも北嶺の観成系の方が優勢であったからであろう。

（6）ただしA1・A2の内容が、達可が編纂した当時のままであるとは限らない。後代に加筆・削除の改変を受けた可能性があるからである。

（7）　A2は、前山の先住者と観佐との関係について興味深い内容を語るが、本稿では紙幅の都合で論及しない。

（8）　南宋期の開封は金朝治下であり、南宋治下ではない。ただしA1の「宋季」を北宋末と仮定すると、広達・広徳の生存期間に関して、同じく嘉靖・隆慶年間に作成されたA3の内容（後述参照）と矛盾が生じる。そこで南宋末と判断する。

（9）　A1は延祚について生前に宋末を迎えたと記す。しかし広達・広徳については、生前に宋末を迎えたとは記さないから、広達・広徳は元初に生まれたと設定していると推測される。

（10）　広達・広徳についての「元に仕える」や観佐についての「明に仕える」は、一般には、元朝や明朝の官僚になったことを意味する。ただし管見では、本宗譜所収の資料、および嘉靖・乾隆・道光・民国の歴代の『香山県志』には、広達・広徳や観佐が元朝や明朝の官僚であったことを示すものはない。ここでは「元人」「明人」の意味で解しておく。

（11）　A3によれば、四世譲は父観佐が数え年三十五歳の時に生まれている。そこで、宋末～元代の徐氏では、一世代が三十五年であったと仮定すると、二世広達の生年は一二八九年（宋元交替の一二七一年から十八年後）となり、始祖延祚の生年は一二五四年（宋元交替の一二七一年より二十七年前）となる。このうち、延祚の生年が一二五四年という仮定は、A1の「延祚は生前に南宋末を迎えた」と符合する。そして、この仮定にもとづき、洪武二十四年（一三九一）時点の広達の年齢を計算すると、数え年で百三歳となってしまう。

（12）　広達は前山に移る前に三ヶ所に住んでいる。これは、移住先の目的地が予め決まっていなかったことを示す。目的地不明で、かつ途中で離れ離れになった兄弟が、一方の定着先で偶然に再会するという設定は、史実とは考えがたく、創作の可能性が大きい。

（13）　明朝における最初の戸籍確定事業は、戸帖式によって、里甲制が全国的に実施される洪武十四年以前に実施されたといわれている。しかし、嘉靖『香山県志』巻二民物志、戸口、洪武十四年の条は「詔天下始造黄冊」とあるのみで、黄冊編造によって判明する戸口数が示されていない。戸口数が掲示されるのは洪武二十四年が最初で、以後、黄冊が編造される年の多くについて、戸口数が掲示されている。また、同じく巻二民物志、田賦における「田地山塘」「夏税麦」「秋糧米」の額数掲示も洪武二十四年から始まる。これらは、香山県における戸籍の確定や里甲制の実施が洪武二十四年であったことを示唆す

る。本宗譜が、広達の戸籍取得の年次を洪武十四年ではなく、洪武二十四年におくのは右の理由によると思われる。

(14) A4と比較して、A1～A3は偽造性が少ないと思われる。しかし、だからといってA1～A3の内容がすべて史実に忠実であるとも思われない。

(15) B1作成時点では、先行する族譜としては達可編纂の族譜しかない。そしてそこでは、広達は元代に死亡したと設定されている。したがってB1の叙述のみでは、広達の取得した戸籍が明朝の戸籍とはいえない。

(16) 佐伯富『中国塩政史の研究』（法律文化社、一九八七年）頁三七八、西川二〇〇〇、頁七三～七四、参照。

(17) 乾隆二年のB3も設定2を踏襲しており、そこからは観成系の人口の清代における一層の増大が窺える。

(18) 血縁関係に依拠して新たに戸籍を取得する事例として、本宗譜には、兄弟関係、父と次子の関係にもとづく二例が登場する。本宗譜には、それを越えた血縁関係（例えば堂兄弟）による取得の事例が登場しないことに注意しておきたい。なお、兄弟関係や父と次子の関係による戸籍の新規取得が、史実面において、明朝の規定に合致するものであったかどうかは未詳である。しかし史実面とは別に、本宗譜ではそれらは許容されるものとして設定されている。

(19) 徐氏一族のなかで最初に、そして洪武二十四年に明朝の竈籍を取得したのが四世譲であったというのはあくまで仮定であり、確実な事実ではない。二－3参照。

(20) 本宗譜を収集したのは一九八六年冬であり、その時点では、譲に弟が存在するか否かには関心がなかった。そのため、この点は確認されていない。

(21) 西川二〇〇〇（頁七三～七四）が、民国十八年（一九二九）重修『容氏譜牒』巻十六「十排攷」と、民国二十六年（一九三七）重修『韋氏族譜』巻十二「十排考」とを紹介・検討している。後者の『韋氏族譜』は翠微韋氏の族譜であるから、本稿が利用する光緒三十四年刊『香山翠微韋氏族譜』を重修したものであろう。

(22) C1の（後略）部分に、康熙四十四年に挙人に合格した郭以知の話が登場する。なお、郭以知は「十排」からの初めての挙人合格者である［西川二〇〇〇、頁七四］。

(23) 「柵」は大きな塩場を分出したものである（林振翰『鹽政辭典』頁辰二十六）。

(24) 韋氏の場合、洪武四年からの竈籍保有は「旧譜」＝康熙五十三年の「甲午」家譜から見られるという（『香山翠微韋氏族譜』巻一、第六世世伝）。蔡一九九四（頁二一二）の上柵盧氏も、開基祖依徳を明初の人としており、「十排」の一員と思われる。

(25) 崇禎二年のB1で描かれる義彰と、康熙五十九年のB2で描かれる義彰とでは、その人物像がかなり異なる。これは観成系の地位上昇が、実際には「明中葉」ではなく、崇禎以降であったことを示唆する。

(26) 塩田が泥沙の堆積のために次第に「禾田」となり、製塩が減退したにもかかわらず、「虚税」が残ったため、竈民の負担が重くなった。それを改革したのが知県但啓元である。但啓元の伝は道光『香山県志』巻五、宦績・明、六十一葉表にある。

(27) 乾隆『香山県志』巻四、職官、知県は、但啓元の在任期間を万暦四十二～四十四年とし、巻三、塩法（九葉裏。後掲のC3はその一部）は、但啓元の改革を万暦四十四年のこととする。ただし、乾隆『香山県志』はC2の碑文を掲載していない。

(28) これはC2の（中略）部分で述べられている。なおC2は「潘洪」とするが誤りであろう。『明清歴科進士題名碑録』（台北、華文書局、民国五八年）によれば、潘珙は万暦二十九年の進士で、「広州府南海県民籍。番禺県人」（本貫は番禺県だが、童試を南海県の民籍枠で受験し、合格）とある。郭尚賓は万暦三十二年の進士で、「広州府南海県民籍」とある。郭尚賓が刑科給事中であったことは、『明史』巻二四二、道光『広東通志』巻二八二、等の伝で確認できる。なお南海県民籍の郭尚賓と香山県竈籍の上柵第一甲郭振開戸との関係は未詳。

(29) 道光『香山県志』巻二、建置、学校（六十葉表）。

(30) 道光『香山県志』巻三、塩法も同じ記事を載せる。

(31) 管見では、この呉廷挙による改革に言及するのは『香山県志』のみであり、実録等の他の史料では確認できない。道光『広東通志』巻二百四十三、宦績録十三に呉廷挙の伝があるが、この塩法改革の話は出てこない。

(32) C3の「民戸」については、その具体的内容が一切不明であるので、本稿では検討対象外とする。

(33) 観佐と異なり、観成が広達の遺業を継承しないという設定になっているのは、観佐と観成が実際には兄弟ではない、つまり観佐系と観成系が元来は血縁系譜関係にないからであろう。

(34) 広徳が広達の弟に、観成が広達の次子に設定されていることから、広達＝観佐系と接近した時期は、広徳系の方が観成系

よりも早かったと思われる。

(35)　上下二柵を構成する他の宗族も、明清時代を通じて科挙の志向が薄く、商業の志向が強い［西川二〇〇〇、頁七四～七七］。なお、A3を除く徐氏宗譜所収の資料やC2の碑文は、執筆を依頼された文人が書いたものである。したがって、徐氏や他の宗族自体は科挙の志向が薄いが、文人を利用することは知っているといえる。